

教 健 体 第 1157 号
令和5年（2023年）2月9日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

学校保健組織活動の活性化について（通知）

健康は、人が自己実現を図るための資源であり、「生きる力」の基盤となるものです。

本道の子どもたちの健康については、全国と比較して「朝食を毎日食べている」割合が低く、学習以外のスクリーンタイム（1日当たりのテレビやスマートフォン、ゲーム機器等による映像の視聴時間）が長いことや、肥満傾向児の割合やむし歯の有病率が高い傾向にあること、また、不登校児童生徒が増加傾向であることなど、生活習慣やメンタルヘルスに関する課題がみられているところです。

また、新興感染症や自然災害等の予測困難な事態にも迅速かつ適切に対応し、生涯を通じて心身共に健康な生活を送るためには、学校・家庭・地域が連携・協働して、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を子どもたち一人一人に育むことが重要です。

このような状況の中、各学校における児童生徒の健康課題の解決に向けた取組の充実を図る必要があると考えており、校内における共通理解はもとより、専門家や地域の関係機関との連携体制の整備が求められていることを踏まえ、実効性のある学校保健委員会の実施により、学校保健組織活動の一層の充実を図ることが必要です。

つきましては、別添の学校保健委員会の事例を参考に、次の点に留意し、学校保健委員会の取組を含めた学校保健組織活動の活性化に努めていただきますようお願いします。

記

- 1 健康診断の結果や保健室利用状況等を整理し、道や国の平均値と比較したり、自校の経年変化を分析したりしながら、児童生徒の健康課題を的確に把握すること。
- 2 年度ごとに重点的に取り組むテーマを設定し、学校教育全体の中で関係する取組と関連を図りながら、課題解決に向けた取組の工夫を行うこと。
- 3 学校保健委員会（定期）の開催に当たっては、学校保健計画に位置付け、計画的・組織的に進め、改善充実を図ること。
- 4 学校保健委員会（定期・臨時）の開催時には、必要に応じてオンラインなども活用し、学校医や学校歯科医、学校薬剤師、地域の関係機関の担当者などの専門家の意見を積極的に取り入れながら、課題解決に向けた協議の充実を図ること。

（健康・体育指導係）